

## 富士医療圏の地域医療・福祉の充実にに関する意見書

独立行政法人国立病院機構（以下「機構」という）静岡富士病院は、富士医療圏域における唯一の重症心身障害児(者)、発達障害児の医療・福祉拠点である。「機構」は、静岡富士病院を現在地で新築整備したうえで、重症心身障害児(者)、神経難病等の医療を行い、ショートステイなどの在宅サービスを充実するという方針を打ち出していたところであるが、本年2月16日に「静岡富士病院の機能移転後の新病院に関する基本構想について」（以下「構想」という）を発表した。

構想が実施されれば、重症心身障害児(者)、発達障害児の医療・福祉の地域ネットワークの中核を担う静岡富士病院が、当医療圏域からなくなることになる。当市における重症心身障害児(者)及び発達障害児への医療・福祉サービスの低下は必至であり、患者・家族等及び医療・福祉関係者への影響が計り知れない。

厚生労働大臣は中期目標（平成26年3月14日）において、「重症心身障害、筋ジストロフィーをはじめとする神経・筋疾患地域医療への貢献」「医療計画を踏まえ、各病院が持つ医療資源を活用することにより当該計画で求められる役割を積極的に果たし、地域における課題の解決に貢献する。」「各病院の診療機能や地域のニーズに応じ、セーフティーネット医療分野をはじめとした在宅療養患者やその家族を支援する取組を進め、地域における在宅医療提供体制の充実に貢献すること。」等と、機構が達成すべき目標を定めているが、構想はこの中期目標と相容れない内容である。

富士医療圏域の医療・福祉の低下をきたさないよう、機構の業務運営が中期目標に沿って適正に行われるよう、下記について強く要望する。

### 記

- 1 静岡富士病院の移転・統合構想を見直し、現在地での新築・整備計画に戻すようにすること。
- 2 地元自治体及び利用者・家族団体等を含む地元の合意を得るまで静岡富士病院の移転・統合構想を実施しないようにすること。
- 3 地域医療の拡充を図るために、地方の医師確保・地域医療の充実に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年6月30日

静岡県富士宮市議会

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

殿

厚生労働大臣

総務大臣

独立行政法人国立病院機構 理事長